



島根県報

平成28年 9 月20日 (火)

号外 第 155 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第586号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領386番3地先から同393番10地先まで	前	メートル 7.10～ 13.80	メートル 180.69	雲南県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	9.50～ 23.90	180.69	
〃	上久野大東線	雲南市大東町篠淵655番2地先から同番1地先まで	前	3.50～ 6.00	91.01	道路改良工事 拡幅
			後	3.50～ 14.30	91.01	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村椛谷831番6地先から同地先まで	前	9.10～ 23.04	122.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	10.84～ 27.29	122.00	

島根県告示第587号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市米子町49番1地先から同番2地先まで	メートル 8.00	平成28年 9月20日	松江県土整備事務所	
〃	〃	松江市母衣町45番地先から同市殿町354番1地先まで	88.00	平成28年 9月20日		
〃	池田久手停車場線	大田市富山町山中108番2地先から同126番2地先まで	226.19	平成28年 9月20日	県央県土整備事務所大田事業所	